

長崎市告示第473号

長崎市女性活躍職場環境改善補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年6月29日

長崎市長 鈴木史朗

長崎市女性活躍職場環境改善補助金交付要綱の一部を改正する要綱

長崎市女性活躍職場環境改善補助金交付要綱（令和6年長崎市告示第265号）の一部を次のように改正する。

次の表により改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(補助対象事業)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、国、県、市等の助成制度による他の補助金等（<u>長崎県魅力ある職場づくり推進補助金（長崎県魅力ある職場づくり推進補助金実施要綱（令和8年5月19日施行）第1条に規定する長崎県魅力ある職場づくり推進補助金をいう。以下同じ。）を除く。</u>）の交付を受ける事業については、補助対象としない。</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない額をいう。以下「補助対象経費」という。</p>	<p>(補助対象事業)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、国、県、市等の助成制度による他の補助金等の交付を受ける事業については、補助対象としない。</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない額をいう。以下「補助対象経費」という。</p>

)は別表のとおりとする。ただし、長崎県魅力ある職場づくり推進補助金の交付を受けるときは、補助対象経費から当該補助金の額を差し引かなければならない。

)は別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。